

令和6年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：令和6年8月26日（月）午後1時30分～

と ころ：あわら市中央公民館 1階 多目的ホール

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 副委員長の互選

5 議 事

(1) 令和5年度公民館事業報告について

(2) 令和6年度公民館事業計画について

(3) 中央公民館改修及び大ホール天井落下防止対策について

6 その他

7 閉 会

あわら市公民館運営審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.		氏 名	区 分	所 属	備 考
1	委員長	ほりた 堀田 あけみ	社会教育関係	あわら市文化協議会	副会長
2		まつうら 松浦 えつこ	社会教育関係	あわら市社会教育委員	R6.4.1より
3		いし 石谷 けいこ	社会教育関係	自主クラブ	金津番傘川柳会
4		わたなべ 渡邊 ともしげ	学校教育関係	校長会	細呂木小学校 R6.4.1より
5		たかはし 高橋 さおり	学校教育関係	あわら市PTA連合会	R6.4.1より
6		たち 館 かおる	家庭教育関係	あわら市連合婦人会	
7		ながい 永井 ひろまさ	家庭教育関係	区長会	R6.4.1より
8		ふじ 藤井 まさひろ	家庭教育関係	あわら市社会福祉協議会	事務局長

令和6年度 文化学習課・公民館職員一覧

文化学習課		919-0692 あわら市市姫三丁目1-1			
課長	早見孝枝	主事	鎌塚夢希	TEL 73-8041	
課長補佐	山本浩太	主事	北島宏美		
主事	針谷正樹	主事	佐孝青哉		
中央公民館		919-0621 あわら市市姫一丁目9-18			
館長	松永都美	事務員	中嶋恵子	TEL 73-2000 FAX 73-2497	
館長補佐	山本昌明	用務員	熊本準雄		
主任	小林和夫	管理	シルバー人材センター		
主査	山内恵子				
伊井公民館		919-0611 あわら市清間12-4			
館長	東川宏嗣			TEL・FAX 73-4511	
事務員	本道由希子				
清掃・管理人	廣部博				
坪江公民館		919-0749 あわら市北6-101-1			
館長	出村久仁男			TEL・FAX 74-2096	
事務員	西城優				
清掃・管理人	中山文枝				
剣岳公民館		919-0736 あわら市櫛18-10			
館長	川崎雅一郎			TEL・FAX 74-1849	
事務員	渡辺友季子				
清掃・管理人	シルバー人材センター				
細呂木公民館		919-0805 あわら市滝63-21			
館長	近藤辰浩			TEL 73-2151 FAX 91-2151	
事務員	谷本典子				
清掃・管理人	神尾淳子				
吉崎公民館		922-0679 あわら市吉崎8-34			
館長	金津裕之			TEL・FAX 75-1205	
事務員	相茶ひろみ				
清掃・管理人	七野富美子				
湯のまち公民館		910-4103 あわら市二面32-16			
館長	島田充寿			TEL 78-6350 FAX 78-6354	
事務員	吉川恵美				
清掃・管理	東奈緒子・シルバー人材センター				
本荘公民館		910-4137 あわら市中番下番入会地1-5			
館長	吉田昭博			TEL 78-5874 FAX 78-5873	
事務員	江川敬子				
清掃・管理	シルバー人材センター				
北潟公民館		910-4272 あわら市北潟150-1			
館長	中田治和			TEL 79-1100 FAX 79-1113	
事務員	池羽田美幸				
管理人	シルバー人材センター				
清掃・管理	シルバー人材センター				

令和5年度 公民館事業報告

1 定期教室

公民館名	教室名	曜日	コース	参加者数	備考
中央	ナイトZUMBA	毎週木曜日開講	22	178人	
	中国語教室	第1・第3月曜日	22	128人	
	カラオケ健康体操教室	第2・第4月曜日	20	263人	※
伊井	食育講座	第3金曜日	11	118人	
	洋服リメイク教室	第2・第4木曜日	22	183人	
	らくらくピアノ教室 火曜コース	第2火曜日	11	68人	
	らくらくピアノ教室 木曜コース	第2木曜日	11	54人	
	健康音楽体操	第1・第3火曜日	22	272人	※
坪江	バレトン体操教室	第3火曜日	11	89人	
	坪江こども英会話教室	第3土曜日	6	58人	
	懐かしのポピュラーソング教室	第2・第4水曜日	21	367人	
	坪江こども茶道教室	第1土曜日	6	32人	
	健康音楽体操教室	第2・第4水曜日	22	160人	※
	坪江さわやか健康体操教室	第1～第4月曜日	41	520人	※2
劔岳	トールペイント教室	第1木曜日	11	56人	
	ステンドグラス教室	第2・第4水曜日	22	133人	
	ハーブとアロマを楽しむ教室	第2水曜日	6	53人	
	今知りたい薬膳教室	第4月曜日	11	88人	
	健康音楽体操教室	第2・第4木曜日	22	158人	※
	すこやか体操	第1～第4火曜日	41	527人	※2
細呂木	ほやほや料理教室	第3木曜日	11	77人	
	ヨガ教室	第2・第4水曜日	22	206人	
	デッサン教室	第1・第3火曜日	21	281人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	20	185人	※
吉崎	ペン字教室	第2・第4木曜日	20	148人	
	フラワーアレンジメント教室	第4土曜日	6	64人	
	健康音楽体操	第4金曜日	10	92人	※
湯のまち	実用筆ペン教室	第4水曜日	11	121人	
	合唱教室	第2金曜日	11	65人	
	手編み教室	第1・第3火曜日	22	191人	
	さわやか健康体操教室	第1・第2・第4月曜日	41	417人	※2

公民館名	教室名	曜日	コース	参加者数	備考
本 荘	布花教室	第2・第4火曜日	22	186人	
	和アート教室	第3木曜日	11	111人	
	ZUMBA教室	第1・第3金曜日	22	250人	
	ZUMBINI教室	第1・第3水曜日	6	34人	
	健康音楽体操（ちょっこし体操）	第2・第4木曜日	21	150人	※
北 潟	ヨガ教室	第2・第4火曜日	22	176人	
	筆ペン教室	第2・第4水曜日	22	142人	
	いけばな教室	第3火曜日	6	64人	
	ピラティス教室	第1・第3月曜日	22	252人	
	健康はつらつ教室	第2・第4火曜日	22	196人	※
計	41 教室		732	6,913人	
前年度計	38 教室		662	5,322人	

※健康長寿課後援事業

※2健康長寿課共催事業

2 単発講座

公民館名	講座名	開催日	参加者数	備考
中 央	スマホ教室①～⑩	5月25日～9月26日（計10回）	114人	
	藍染教室	令和5年9月8日（金）	11人	
	ウインド子ども教室	令和5年10月7日（土）	31人	
	手作り石けん教室	令和5年10月10日（火）	28人	
	水引について知ろう	令和5年11月18日（土）	7人	
	歴史教養講座①	令和5年11月27日（月）	14人	
	歴史教養講座②	令和5年11月30日（木）	16人	
	歴史教養講座③	令和5年12月4日（月）	20人	
	季節の寄せ植え講座	令和5年12月20日（水）	14人	
	しめ飾り作り講座	令和5年12月27日（水）	20人	
伊 井	さつき盆栽	令和5年6月15日（木）	8人	
	描き方いろいろ色えんぴつ講座	令和5年9月26日（火）	12人	
	干支（辰）の置き物作①	令和5年12月1日（金）	10人	
	干支（辰）の置き物作②	令和5年12月25日（月）	11人	
	さつき盆栽教室	令和6年3月4日（月）	11人	
	さぎ草植替え教室	令和6年3月15日（金）	10人	
坪 江	ふるさと講座	令和5年5月21日（日）	55人	
	夏休みこども料理講座	令和5年8月19日（土）	13人	
	ハーブ洗顔せっけんワークショップ	令和5年11月9日（木）	13人	
	クリスマスドーム型ケーキ作り	令和5年12月2日（土）	22人	

公民館名	講座名	開催日	参加者数	備考
坪江	しめ縄作り講座	令和5年12月27日(水)	11人	
	親子でとんぼ玉パレタインチャームづくり	令和6年2月10日(土)	11人	
	恵方巻づくり	令和6年2月3日(土)	19人	
	親子でお味噌づくり	令和6年3月9日(土)	17人	
劔岳	あんフラワーおはぎBOX作り	令和5年5月21日(日)	12人	
	布花あじさいのアクセサリ作り	令和5年6月4日(日)	9人	
	ふるさと劔岳の歴史	令和5年7月8日(土)	36人	
	ハーブ石鹸づくり	令和5年7月8日(土)	13人	
	オリジナルカレースライス作り教室	令和5年10月8日(日)	11人	
	Cuteな多肉の寄せ植え教室	令和5年12月4日(月)	11人	
	そば打ち教室	令和5年12月10日(日)	21人	
	正月用フラワーアレンジメント教室	令和5年12月26日(火)	11人	
	ギャザリング風寄せ植え教室	令和6年3月25日(月)	7人	
細呂木	季節の寄せ植え&プチ椅子ヨガ教室①~⑥	4月17日~11月15日(計6回)	34人	
	こけ玉リメイク	令和5年5月31日(水)	9人	
	竹細工(笹にホタル)	令和5年6月14日(水)	11人	
	夏休み絵画教室	令和5年8月3日(木)	14人	
	こども竹細工(恐竜&クワガタ)	令和5年8月21日(月)	6人	
	竹細工(干支の「龍」)	令和5年10月12日(木)	13人	
	こけ玉体験	令和5年10月18日(水)	6人	
	かんたけ栽培実習・講習会	令和5年11月30日(木)	8人	
	たたら製鉄実習を体験してみよう	令和6年2月28日(水)	103人	
	心を込めて花束を	令和6年3月9日(土)	9人	
	さぎ草を楽しもう(種植え替え)	令和6年3月12日(火)	9人	
吉崎	つまみ細工	令和5年6月3日(土)	7人	
	フェザーシルクのプローチ作り	令和5年8月19日(土)	11人	
	パラコードでキーホルダー作り	令和5年9月9日(土)	7人	
	つまみ細工で羽子板作り	令和5年11月25日(土)	13人	
	正月花アレンジメント	令和5年12月25日(月)	10人	
	さぎ草植替え	令和6年3月13日(水)	9人	
湯のまち	子ども絵画教室	令和5年8月1日(火)	15人	
	親子リトミック教室	令和5年9月20日(水)	18人	
	カンタケ栽培教室	令和5年11月22日(水)	7人	
	己書幸座	令和5年11月29日(水)	15人	

公民館名	講座名	開催日	参加者数	備考
湯のまち	お正月花アレンジメント教室	令和5年12月21日（木）	10人	
	アロマワックスサシェ作り	令和6年3月9日（土）	8人	
	リラックスヨガ講座	令和6年3月15日（金）	15人	
本 荘	カレースライスブレンド講座	令和5年6月20日（火）	14人	
	fuchi/ハンドメイドWS	令和5年7月5日（水）	9人	
	あんどん作り	令和5年7月18日（火）	27人	
	夏休み子ども書道教室	令和5年8月1日（火）	10人	
	中華のワンプレートランチ教室	令和5年9月22日（金）	16人	
	コデマリのイヤリング	令和5年11月21日（火）	13人	
	お正月の苔玉作り	令和5年12月19日（火）	12人	
	正月フラワーアレンジ朝の部	令和5年12月20日（水）	17人	
	正月フラワーアレンジ夜の部	令和5年12月20日（水）	16人	
	男の料理教室	令和6年1月10日（水）	10人	
	木の実のシルクリースブローチWS	令和6年1月30日（火）	22人	
	原木しいたけ駒打ち体験	令和6年2月22日（木）	22人	
	veganレモンケーキ作りws	令和6年2月26日（月）	18人	
	マクロビ料理教室	令和6年3月5日（火）	17人	
	マステアートをたのしもう	令和6年3月14日（木）	8人	
北 潟	北潟まつり講座	令和5年4月23日（日）	20人	
	子ども絵画教室	令和5年8月1日（火）	18人	
	スマホ写真教室	令和5年8月25日（金）	10人	
	自然の恵みと体験	令和5年10月7日（土）	20人	
	衛星地上局見学・体験会	令和5年10月28日（土）	13人	
	越前カンタケ栽培	令和5年12月5日（火）	13人	
	お正月用いけばな	令和5年12月26日（火）	13人	
	魚のさばき方	令和6年1月13日（土）	14人	
	春のお菓子	令和6年3月9日（土）	10人	
	絵手紙	令和6年3月28日（木）	10人	
計	76 講座		1,368人	
前年度計	92 講座		1,283人	

3 自主クラブ、年間利用団体等の利用状況

公民館名	教室名	開催数	利用者数	
中央	暮らしのお茶 ほか30クラブ	1,095	12,564人	
伊井	ケアビクス ほか15クラブ	443	3,625人	
坪江	さくらクラブ ほか13クラブ	323	2,219人	
劔岳	劔岳わかば太鼓 ほか2クラブ	78	911人	
細呂木	切り絵 ほか21クラブ	549	3,967人	
吉崎	3B体操 ほか3クラブ	117	901人	
湯のまち	芦原陶芸クラブ ほか21クラブ	657	4,121人	
本荘	皇風煎茶クラブ ほか23クラブ	624	6,150人	
北潟	民踊 ほか8クラブ	223	1,700人	
計	145クラブ	4,109	36,158人	
前年度計	154クラブ	3,982	34,350人	

4 公民館祭り等

公民館名	事業名	開催日	参加者数	備考
伊井	第43回伊井さつきまつり	令和5年5月28日(日)	1,039人	
吉崎	第42回吉崎湖畔の夕べ・夏まつり	令和5年7月22日(土)	400人	
	吉崎公民館作品展覧会	令和5年11月13日(月)~22(水)	70人	
本荘	第22回音楽のつどい	令和5年7月22日(土)	220人	
坪江	第46回坪江ふるさと祭	令和5年10月8日(日)	350人	
北潟	第39回北潟公民館まつり	令和5年10月15日(日)	300人	
本荘	第38回本荘ふるさとまつり	令和5年10月22日(日)	500人	
細呂木	第44回細呂木ふれあい祭	令和5年10月22日(日)	1,565人	
湯のまち	第20回湯のまち公民館まつり	令和5年11月11日(土)	52人	
		令和5年11月12日(日)	497人	
	湯のまちギャラリー2024	令和6年3月6日(水)~	467人	
劔岳	第42回劔岳かりんて祭	令和5年11月23日(木・祝)	1,700人	
本荘	第17回新春豆まき祭	令和6年1月27日(土)	110人	
中央	第15回ほのぼの展	令和6年2月17日(土)	390人	生涯学習推進大会
		令和6年2月18日(日)	530人	
計			8,190人	
前年度計			4,706人	

5 会議等

会議等名	開催日	参加者数		備考
		R4	R5	
福井県公民館連合会第1回研修専門委員会	令和5年5月17日(水)	1人	1人	県生活学習館
福井県公民館連合会第1回理事会	令和5年5月24日(水)	1人	2人	県生活学習館
福井県公民館連合会定期総会	令和5年5月31日(水)	3人	4人	県生活学習館
福井県公民館連合会第2回研修専門委員会	令和5年6月28日(水)	1人	1人	県生活学習館
第34回福井県公民館セミナー(前期)	令和5年8月9日(水)	-	3人	鯖江市立待公民館
福井県公民館連合会第3回研修専門委員会	令和5年9月7日(木)	1人	1人	県生活学習館
福井県公民館連合会第2回理事会	令和5年9月13日(水)	1人	2人	県生活学習館
第72回福井県公民館大会	令和5年10月4日(水)	11人	9人	永平寺町(福井県立大学)
第45回全国公民館研修会・第58回東海北陸公民館大会岐阜大会	令和5年10月20日(金)	8人	3人	岐阜県大垣市
福井県公民館連合会第4回研修専門委員会	令和5年11月9日(木)	1人	1人	県生活学習館
第34回福井県公民館セミナー(後期)	令和5年11月24日(金)	1人	4人	越前市(あいぼーく今立)
福井県公民館連合会第5回研修専門委員会	令和6年2月15日(木)	1人	-	県生活学習館

令和5年度 公民館事業実績報告書

公民館名	劔岳公民館	担当	渡辺	事業分野	趣味・教養
事業名称 (教室・講座名)	そば打ち教室	区分	単発講座	募集方法	チラシ ホームページ・ インスタ等SNS
実施日	参加数(全体数)	テーマ		講師名	
12月10日	19人(21人)	そば打ちの基礎を楽しく学ぼう		下出 良一 氏	

内容・所感・課題等

そばを打つコツなど基礎から楽しく学ぶ場があればという思いから、講座を企画し催しました。

参加人数と道具の数を考え、3班に分け、開始時間をずらして行いました。そば粉に水をまわし入れ指先を立てながら混ぜていき、こね・練りの基礎を教えてくださいました。のぼしの作業では切りやすいように薄く四角くのぼしていくのですが、ほとんどの方が難しいとおっしゃっていました。のぼし棒に置く手の位置や力加減のコツなどを講師に教わっていました。人数が多くて班分けし開始時間をそれぞれ1時間ずらすことで、スムーズに学ぶ事が出来ました。

親子や友人同士など楽しく学ぶことができる講座です。これからも続けていきたい講座です。

実績写真



令和5年度 公民館事業実績報告書

公民館名	細呂木公民館	担当	谷本	事業分野	公民館単発教室
事業名称 (教室・講座名)	心をこめて花束を	区分	単発講座	募集方法	公民館だよりへ掲載 個別に声掛け
実施日	参加数(全体数)	テーマ		講師名	
3月9日	8名	男性から女性へ感謝の気持ちを伝える		川崎美穂 先生	

内容・所感・課題等

“ホワイトデーに際し、男性から女性へ感謝の気持ちを伝える”という趣旨で、男性限定のアレンジメントフラワー作りの教室を今年も開催した。お手本の作品を見ながら、注意すべき点について講師から説明を聞いて各々のアレンジで製作していく。出来上がった作品を前にした皆さんの満足げな笑顔にふれ、また お花を受け取られた方々(参加者の奥様方)より、直接にお喜びの声もお聞きして、主催側として次回に向けての取り組みへの励みとなった。男性から女性へ贈るという趣旨の教室であるということで、参加について公民館からの積極的な宣伝、ご案内をしていきたいと思う。

実績写真



令和5年度 公民館事業実績報告書

公民館名	本荘公民館	担当	吉田	事業分野	伝統文化
事業名称 (教室・講座名)	あんどんづくり	区分	単発講座	募集方法	学校
実施日	参加数(全体数)	テーマ		講師名	
7月18日	21(27)	地域の伝統行事を学び、継承する。		土田 矩生、徳丸 健一	

内容・所感・課題等

本荘小学校児童が、地区住民との交流を通して、世代間の交流を図るとともに、地域の伝統行事を学び、継承していくことを目的とする。

令和5年7月18日(火) 13:15～14:20

本荘小学校6年生 25名 講師2名

毎年行われる「行燈づくり」は竹細工で、枠組みは講師がしてくれている。児童は周辺に貼る、障子紙に事前に絵をかき組み立てるので、時間はさほどかからない。竹をあぶり曲げる体験のするので、初体験の児童が多い。

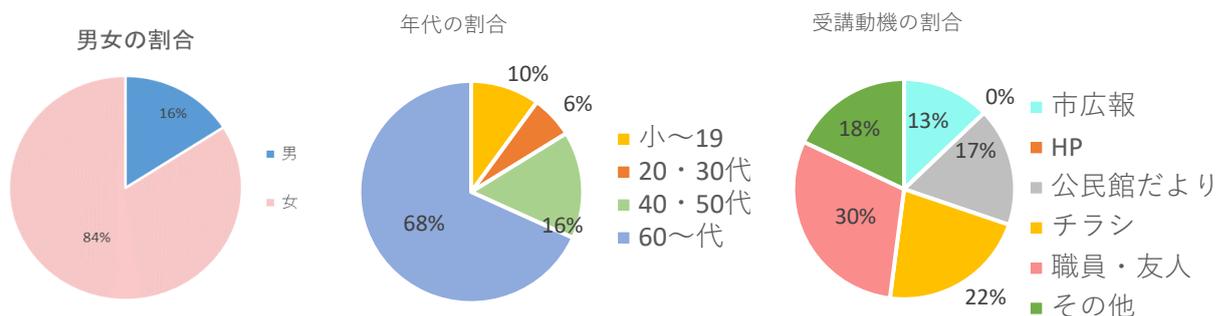
出来上がったものは、公民館に陳列し、「音楽のつどい」で鑑賞してもらい、お盆の墓参りに利用する予定である。

実績写真



令和5年度 各公民館定期教室・単発講座受講者集計

1 定期教室アンケート回答者数 390人



考察

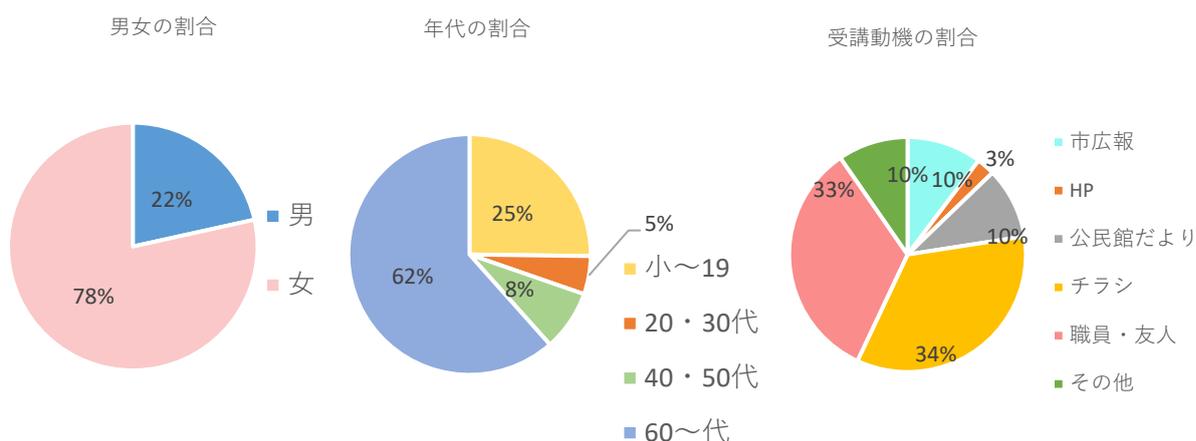
男女の割合は昨年と比較して男性の割合が2ポイント増加しており、若干ではあるものの男性の利用に改善傾向が見られる。引き続き、男性が参加しやすい講座を開催することで男女比率の均等化が図られるとともに利用者数の増加につなげていくこととする。

年代の割合について、昨年は60代以上の割合及び19歳までの割合が6ポイント、4ポイントとそれぞれ増加している。主な理由としては子ども英会話等、若年層を対象とした講座を実施したことやコロナ禍が落ち着きを見せ始めたことで60代以上の利用が増えたものと考えられる。

受講動機の割合はチラシが14ポイントと大きく増加した。理由についてはチラシにQRコードを掲載したことにより、スマートフォンからの申し込みが増えたことが要因である。また、市広報が7ポイント減少した理由として令和5年度は市広報の紙面スペースの都合により講座の内容を具体的に記載できなかったことが原因と考えられる。

なお、令和6年度についてはチラシを各戸配付にするなどの対策を行っている。

2 単発講座アンケート回答者数 1,083人



考察

単発講座の男性の割合が11ポイント減となった。原因として体験型の講座に対して女性の参加が多かったことが考えられる。年代の割合については19歳以下の割合が14ポイントの減となっている。本年度から子ども教室の内容を充実させたことで講座の実施回数が減ったことが主な要因である。受講動機についてはチラシが11ポイントの増となっているが、要因は定期講座と同様である。職員、友人による割合も9ポイントの増となっており、既に受講されている参加者が友人等を誘って参加していることが主な要因と考えている。

令和5年度 放課後子ども教室事業報告

1 長期休暇中行事活動実績 (人)

開催日	内容	実施場所	参加者数
7月26日	リトミック教室	北潟小学校 (子どもクラブ)	8
7月31日	健康体操教室	中央公民館 (子どもクラブ)	14
8月1日	夏休みこども絵画教室※	湯のまち公民館	10
8月1日	子ども書道教室※	本荘公民館	10
8月1日	夏休み絵画教室※	北潟公民館	16
8月2日	リトミック教室	伊井公民館 (子どもクラブ)	28
8月3日	夏休み絵画教室※	細呂木公民館	14
8月4日	お金のはなし教室	細呂木子ども園 (明治安田生命主管)	35
8月19日	夏休みこども料理教室※	坪江公民館	8
10月10日	健康体操教室	本荘小学校 (子どもクラブ)	18
12月25日	リトミック教室	金津東こども園	19
3月27日	健康体操教室	北潟こども園	6
3月28日	リトミック教室	中央公民館	15
合 計			201

2 子ども教室推進事業 (人)

開催日	内 容	実施場所	参加者数
5月13日	こどもいけ花教室①	中央公民館	9
		湯のまち公民館	7
6月24日	スイーツデコ教室	中央公民館	18
		湯のまち公民館	20
10月7日	ウィンドこども教室	中央公民館	8
11月25日	科学実験キャラバンバスボブづくり	中央公民館	30
12月16日	こども生け花教室②	中央公民館	13
		湯のまち公民館	5

開催日	内 容	実施場所	参加者数
12月23日	焼かない粘土で干支づくり教室	中央公民館	10
12月25日	干支（辰）の置物作り※	伊井公民館	7
12月27日	親子しめ飾り作り教室	中央公民館	7
2月17日	ジェルキャンドルづくり教室 ほのぼの展ワークショップ	中央公民館	23
2月24日	伝承料理（ぼたもちづくり教室）	食育スタジオ	16
3月9日	クリスタルSOAPづくり	中央公民館	33
3月25日	アートセラピー「臨床美術 クリニカルアート」	中央公民館	7
合 計			213
前年度 合計			340

※は各公民館単発講座との共催事業

令和5年度長期休暇中行事活動実績

第3回 8月2日(水)

リトミック教室

対象：伊井子どもクラブ 28名

講師

森川恭子
廣田ちえみ

今日は伊井子どもクラブにおいて、リトミック教室を行いました。
エアコンがない体育館でしたが、皆様のご協力をいただき、大型扇風機3台をフル回転させながら行いました
伊井子どもクラブの今日の出席者全員参加していただき、暑くても講師の先生の指導をよく聞きながら、頑張ってくれました。
音楽がなると、ざわざわしていても急に集中できたりして、音楽の持つ力の大事さも今日は非常に感じました。



令和6年度 公民館事業計画

1 定期教室

令和6年8月1日現在

公民館名	教室名	曜日	コース	定員	受講者数	備考
中央	ZUMBA教室	毎週木曜日	22	10人	14人	
	実用筆ペン教室	第4水曜日	11	10人	15人	
	デッサン教室	第1・第3水曜日	22	16人	12人	
	カラオケ健康体操教室	第2・第4月曜日	19	30人	32人	※
伊井	食育教室	第3金曜日	6	12人	12人	
	洋服リメイク教室	第2・第4木曜日	22	8人	8人	
	らくらくピアノ教室 火曜コース	第2火曜日	11	7人	8人	
	らくらくピアノ教室 木曜コース	第2木曜日	11	7人	7人	
	健康音楽体操	第1・第3火曜日	22	30人	15人	※
坪江	バレトン体操教室	第3火曜日	11	15人	15人	
	坪江こども英会話教室	第3土曜日	6	10人	11人	
	懐かしのポピュラーソング教室	第2・第4水曜日	22	25人	23人	
	坪江さわやか健康体操教室	第1～第4月曜日	39	20人	19人	
	健康音楽体操教室	第2・第4水曜日	22	30人	11人	※
	坪江こども茶道教室	第1土曜日	6	10人	6人	
劔岳	今知りたい薬膳教室	第4月曜日	11	10人	11人	
	己書幸座	第2火曜日	11	10人	8人	
	すこやか体操	第1～第4火曜日	46	25人	15人	
	健康音楽体操教室	第2・第4木曜日	22	30人	15人	※
細呂木	ほやほや料理教室	第3木曜日	11	10人	8人	
	ヨガ教室	第2・第4水曜日	22	14人	13人	
	デッサン教室	第1・第3火曜日	22	16人	14人	
	男のナイフ教室	初回5月16日	11	5人	5人	
	健康音楽体操	第1・第3水曜日	22	30人	14人	※
吉崎	実用書道教室	第2・第4木曜日	22	15人	8人	
	男の料理教室	第4土曜日	6	8人	8人	
	フラワーアレンジメント教室	第4土曜日	6	12人	13人	
	健康音楽体操	第4金曜日	10	30人	10人	
湯のまち	己書幸座	第4水曜日	6	15人	7人	
	合唱教室	第2金曜日	11	15人	13人	
	安眠ストレッチ教室	第2・第4金曜日	22	15人	18人	
	手編み教室	第1・第3火曜日	22	10人	11人	
	さわやか健康体操教室	第1・第2・第4月曜日	42	30人	12人	
本庄	布花教室	第2・第4火曜日	22	9人	9人	
	季節の絵てがみ和アート教室	第3木曜日	11	16人	12人	
	ZUMBA教室	第1・第3金曜日	22	15人	12人	
	健康音楽体操(ちょっこし体操)	第2・第4木曜日	22	30人	7人	
北潟	筆ペン教室	第2・第4水曜日	22	10人	7人	
	いけばな教室	第3火曜日	6	10人	11人	
	ピラティス教室	第1・第3月曜日	22	20人	14人	
	健康はつらつ教室	第2・第4火曜日	22	30人	10人	※
計	41 教室		726	680	493	

※ 健康長寿課 共催事業

2 イベント事業

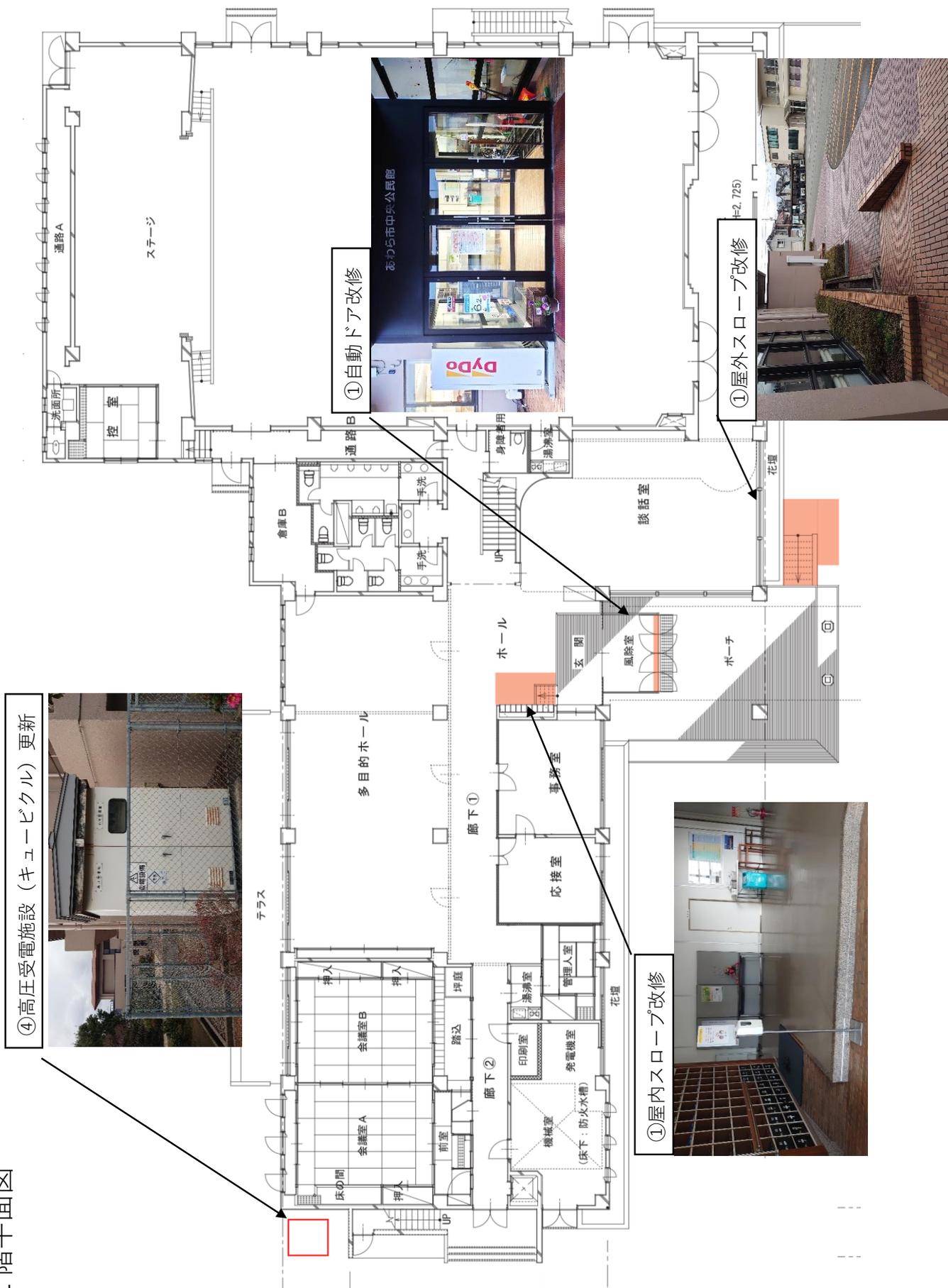
公民館名	事業名	開催日	備考
伊 井	第44回伊井さつきまつり	令和6年6月2日(日)	参加者数 1,039人
吉 崎	第43回吉崎湖畔のタベ・夏まつり	令和6年7月27日(土)	参加者数 約400人
本 荘	第23回音楽のつどい	令和6年7月20日(土)	参加者数 220人
坪 江	第47回坪江ふるさと祭	令和6年10月13日(日)	
北 潟	第40回北潟公民館まつり	令和6年10月20日(日)	
本 荘	第39回本荘ふるさとまつり	令和6年10月20日(日)	
細 呂 木	第45回細呂木ふれあい祭	令和6年10月27日(日)	
湯のまち	第21回湯のまち公民館まつり	令和6年11月9日(土)	
		令和6年11月10日(日)	
劔 岳	第43回劔岳かりんて祭	令和6年11月23日(土)	
本 荘	第18回新春豆まき祭	令和7年2月1日(土)	
中 央	第17回ほのぼの展	令和7年2月15日(土)	
		令和7年2月16日(日)	

3 会議等

会議等	開催日	備考
県公民館連合会定期総会	令和6年5月24日(金)	県生活学習館
第35回福井県公民館セミナー(前期)	令和6年7月11日(木)	坂井市高椋コミュニティセンター あわら市 5名参加
第73回福井県公民館大会	令和6年9月25日(水)	越前市文化センター
第35回福井県公民館セミナー(後期)	令和6年11月中旬	県生活学習館

中央公民館改修工事について

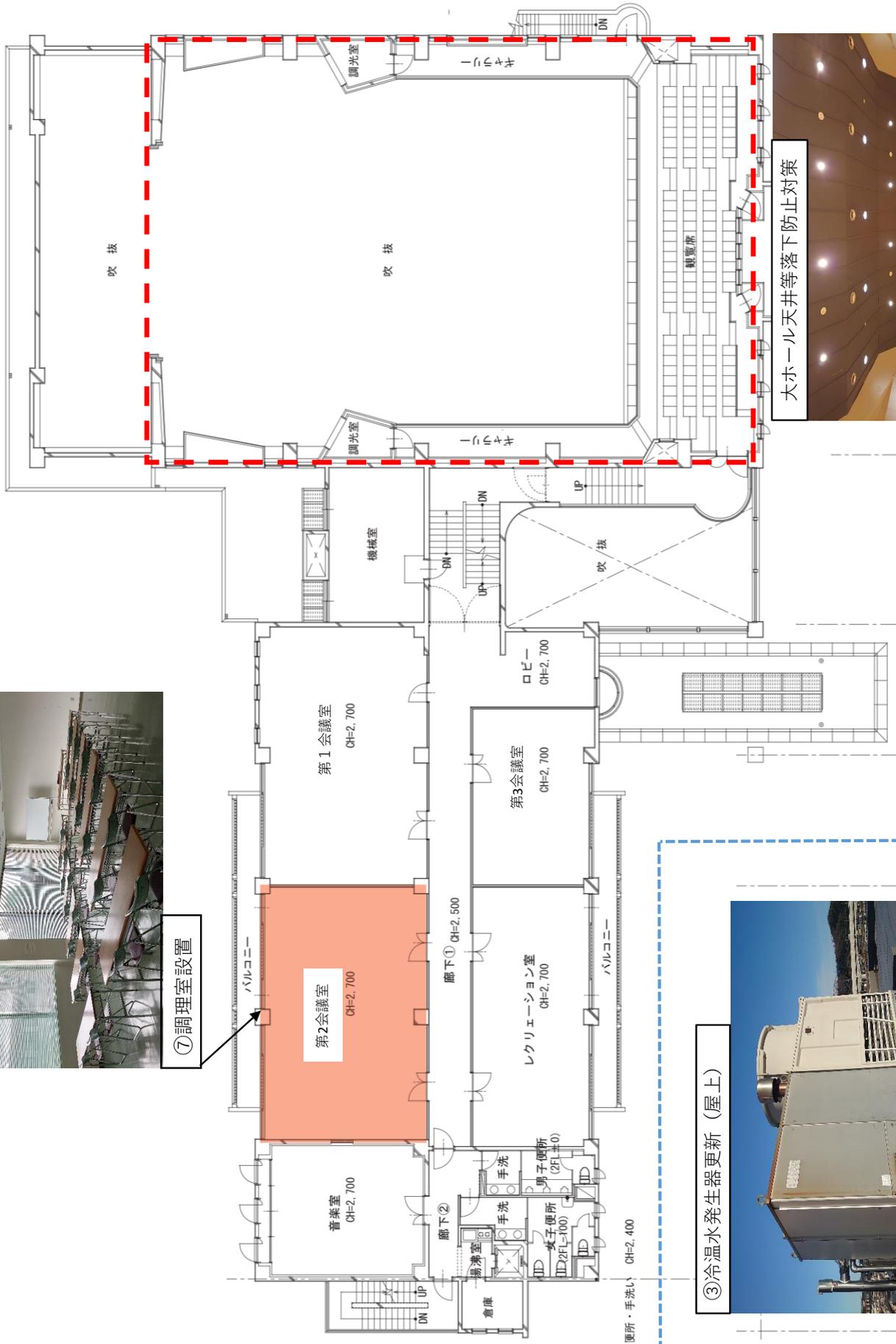
1階平面図



2階平面図



⑦ 調理室設置



大ホール天井等落下防止対策



③ 冷温水発生器更新 (屋上)



社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- （1）もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- （2）特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- (1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。
- (2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は30,000円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あわら市中央公民館	あわら市市姫一丁目9番18号
あわら市伊井公民館	あわら市清間12字4番地
あわら市坪江公民館	あわら市北6字101番地1
あわら市劔岳公民館	あわら市櫛18字10番地
あわら市細呂木公民館	あわら市滝63字21番地
あわら市吉崎公民館	あわら市吉崎8字34番地
あわら市湯のまち公民館	あわら市二面32字16番地
あわら市本荘公民館	あわら市中番下番入会地1字5番地
あわら市北潟公民館	あわら市北潟150字1番地

(職員)

第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第3条の2 公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条の3 委員の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(利用の許可)

第4条 公民館の施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の利用を許可しないものとする。

(1) 法第20条の規定する公民館の目的に違反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦原町条例第12号)、金津町公民館条例(昭和29年金津町条例第25号)、芦原町公民館使用条例(昭和38年芦原町条例第21号)又は金津町公民館使用料徴収条例(昭和31年金津町条例第10号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に利用する施設の使用料について適用する。

附 則(平成27年7月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

公民館名	室名等		1時間当たりの使用料 (単位 円)
中央公民館	大ホール	会議のとき	420 (550)
		展示・演芸会のとき	630 (820)
	レクリエーション室		260 (340)

	多目的ホール	320 (420)
	第1会議室	320 (420)
	第2会議室	320 (420)
	第3会議室	210 (270)
	学習室	210 (270)
	音楽室	210 (270)
	和室	260 (340)
伊井公民館	多目的ホール	320 (420)
	学習室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
坪江公民館	多目的ホール	320 (420)
	小会議室	210 (270)
	創作室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
劔岳公民館	多目的大ホール	320 (420)
	小会議室	210 (270)
	会議室	210 (270)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	体育館	420
細呂木公民館	小講堂	320 (420)
	資料室	210 (270)
	図書室	210 (270)
	工作室	260 (340)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)

	体育館	420
吉崎公民館	図書室	210 (270)
	小和室	210 (270)
	大和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
湯のまち公民館	集会室	320 (420)
	多目的ホール	320 (420)
	洋会議室	210 (270)
	第1会議室	210 (270)
	第2会議室	210 (270)
	第3会議室	210 (270)
	洋研修室	210 (270)
	視聴覚室	210 (270)
	工芸室	260 (340)
	和室	260 (340)
	調理実習室	320 (420)
	備品：電気窯	電気料に相当する額で市長が定める額
	本荘公民館	大ホール
第1会議室		210 (270)
第2会議室		210 (270)
和室		260 (340)
調理実習室		320 (420)
北潟公民館	集会室	320 (420)
	会議室	210 (270)
	研修室	210 (270)
	調理実習室	320 (420)

備考

- 1 冷暖房設備を使用した場合は、()内の金額とする。
- 2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。